

ラベルバンク新聞

発行所
株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ローズビル 4F
TEL : 06-6838-7090
FAX : 06-6838-7091
http://label-bank.co.jp/
support@label-bank.co.jp

第88号

今回のコラムは、機能性表示食品についてです。読者のみなさんは、加工食品の製造や販売をされている方が多いと思います。機能性表示食品の届出をされている方は少ないと思いますが、いろいろと注目されている制度ですので、現状について簡単にまとめてみます。

制度開始から一年経過

2015年4月1日に始まった「機能性表示食品」も、1年が経過しました。本稿を執筆している2016年4月25日の時点で304商品が受理され、その情報が公開されています。特定保健用食品(許可件数約1200)と単純比較はできないのですが、多数の利用がある制度であると言えると思います。そして1年経過を機に、いくつかの変更点が発表されていますのでまとめてみます。

4月以降の変更点のまとめ

まずは以前から告知されていたとおり、4月以降に開始される臨床試験については事前登録が必要となります。

(食品表示基準の施行後1年を超えない日までに開始)参加者1例目の登録)された研究については、事前登録を省略できるものとする)ガイドライン P26)

機能性表示食品の現状と今後について

そしてガイドライン、確認事項、留意事項の各資料に改正がありました。

- ・機能性表示食品の届出等に関するガイドライン(平成28年3月31日一部改正)
- ・機能性表示食品の届出書作成に当たっての留意事項(平成28年4月1日一部改正)
- ・機能性表示食品の届出書作成に当たっての確認事項(平成28年4月1日一部改正)

また、届出方法も郵送方式から、オンライン方式に変更されました。同時に、届出商品がWEB上で検索できるようデータベース化※されています。
(※昨年度の届出商品情報は現在データ移行中)

ガイドラインの主な変更(追記)点について

ガイドラインは、機能性表示食品の届出をする際の最も重要な資料と言えます。新旧対照表が公表されていますので、主な変更(追記)点をまとめてみます。

- ・当該食品又は機能性関与成分について「専ら医薬品として使用される成分(原材)リスト」に含まれる

るものでないことの確認や、食品衛生法への抵触の確認をすること。また機能性関与成分と同様の関与成分について、特定保健用食品における安全性審査が行われているかどうか、届出者の可能な範囲において情報を収集した上で、評価を行うこと。

提出する組織図は、届出者の組織内における健康被害情報の対応窓口部署の位置付けが明記されたものとする。また、連絡フローチャートは、行政機関(消費者庁、都道府県等(保健所)への報告等、具体的に記載すること。

・その他「同等」から「同等量」への追記など、同等性に関する記載の詳細化。「確認事項」にも、「機能性関与成分について評価した場合、既存情報の機能性関与成分と届出をしようとする機能性関与成分との間の同等性を考察しているか」の追記)

今後について

今年1月18日より、「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」が開催されています。4月26日に第4回目の検討会が開催され、これまでに「機能性関与成分における栄養成分の取扱い」「機能性関与成分が明確でない食品の取扱い」等について検討がされているところです。

現在は「定量確認及び定性確認が可能成分」「食品表示基準別表第9の第1欄に掲げる成分※は対象外」(※ビタミン、ミネラル等の栄養成分)となっておりますが、今後

は見直しされる可能性がありますので、関心のある方は定期的に検討会情報を確認されるとよいと思います。

また健康に関する表示をした食品にとって重要な通知である「いわゆる健康食品に関する食品表示法及び健康増進法上の留意事項について」が、「健康食品に関する食品表示法及び健康増進法上の留意事項について」となる改正案が4月20日に出版されており、5月20日までパブリックコメントを受け付けている状態です。

改正案には「機能性表示食品」「特定保健用食品」に関する記載が追加されており、例えば「機能性表示食品について、届出をした表示内容を超える表示をする場合には、その表示は虚偽誇大表示等に当たるおそれがある」といった注意がされています。

このように、機能性表示食品を取り巻く環境も1年前と少しずつ変わってきていることが見て取れると思います。これらの情報は、下記参照資料から確認できますので、健康に関する表示について関心のある方はあらためて確認されることが大切だと思います。

(川合)

参照:

機能性表示食品に関する情報(「ガイドライン」)

「確認事項」「留意事項」の各資料)

http://www.caa.go.jp/foods/index23.html

機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_lab

eling/other/kinousei_kenoukai.html

健康食品に関する食品表示法及び健康増進法上の留意事項について

http://search.e-gov.go.jp/serve/PcmFileDown

load?seqNo=0000144018

食品表示の仕事について

4月も終わり、5月になりました。毎年このまま暖かい春が続けばいいと思うのですが、だんだんと暑くなってきているあたり、やはり今年も暑くなるのかなと思う今日この頃です。そんな年度初めには、いろいろな仕事の入れ替わり、人の入れ替わりがあることと思います。私も初心を忘れないよう、今回のコラムは「食品表示の仕事について」、まとめてみようと思います。

「正しい表示」とは

まずは仕事の目的ですが、やはり「正しい表示のため」と思います。では、正しい表示とはどんなものを指すのでしょうか。いろいろな考え方があると思いますが、私はいつも以下の2つが大切だと考えています。



1. 基準（表示事項、表示方法等）に従った表示内容であること
2. 表示内容と実際の内容との整合性がとれていること

このうち1の基準や規則に関するものは、知識と経験によってカバーしやすいものです。問題は2のほうであり、また食品の本質として大事なのも2のほうだと思います。そして2の確認業務は、どれほど機械化を進めたとしても、知識や経験でカバーできる度合いはそれほど高くないのが実情かと思えます。最終的には人間の目で1つ1つ確認していくことから、思い込みによる見落とし、コピーミス、改版時の書類の先祖返りなどいろいろなことが起こります。

実際のミスの裏側というのは、気づいてしまえば驚くほど単純な原因によるものが多いものです。このように、正しい表示のための仕事のなかで、「整合性の確認」という業務のもつ重要度は、非常に大きなものであると言えると思います。

いろいろな立場と食品表示

整合性確認の業務と言っても、会社の業種による違い、取扱商品の幅による違い、役割分担による違いなどで様々あります。例を挙げてみるとこのような感じです。

- A. 原材料（添加物含む）について、使用基準や規格基準等との整合性を確認する仕事
- B. 強調表示などについて、分析資料や試験結果等との整合性を確認する仕事
- C. 原材料規格書と配合時の計算資料、表示案との整合性を確認する仕事
またその手順について、多様な商品間での整合性を確認する仕事

Aは、使用可否の確認をすることになりますので、回収や廃棄などにならないよう気を遣う仕事だと思います。Bは不当表示をせず、適切な表示をするためには不可欠な役割と言えます。Cは基本的な確認業務です。とはいえ加工食品の場合の原材料数は100行以上あるものも多く、またそれぞれに確認項目が5列以上あり、課題発見時の判断も発生するなど、簡単に考えてよい業務ではないと思います。

そしてどの仕事にも共通して言えるのは、「ミスをしないで当たり前」という役割があることです。多くすることでもなく、早くすることでもなく、決められた確認手順をキッチリ守って業務を進めるという、そんな仕事であると思います。

基本は「規格書」の情報管理

このように原点に戻って仕事の重要性を考えると、やはり食品表示の仕事の基本は「規格書（原材料規格書、製品の原材料配合表等）」にあると言えます。食品表示は規格書をもとに作成されるからであり、規格書に間違いがあれば表示もまた間違ってしまうためです。

規格書の確認で間違いを起こさないためのポイントはいろいろあると思いますが、やはり基本は「整理整頓」だと思います。どのように適切に情報を管理するか、ということです。素早く正確に問題を把握するときに、情報が適切な状態で整理されていることはとても大事なことだと思います。

そんな仕事環境をいかに継続的に作り上げていくか、ということが、食品表示の仕事をする私自身にも大切なことではないかと思い、今回、年度初めにあたってまとめてみました。どんな仕事でもそうだと思いますが、今よりよくしていこうと考える機会を、定期的にもつことは大事なかもしれないですね。それでは、今月も頑張っていきたいと思います。（川合）

今月の「お気に入り」言葉

初心忘るべからず
一時々の初心忘るべからずー

（世阿弥）